事例No.	1016
公表年度	H30
団体の属性	一般市
団体名	兵庫県洲本市

事例区分	公営企業

タグ	・下水道事業 ・駐車場整備事業 ・（公営企業）その他

事例種類	地方公営企業法の適用

事例内容・タイトル

兵庫県洲本市介護サービス事業、駐車場事業、下水道事業、土地取得造成事業２０１９年３月追加）

出典

地方公営企業法の適用に関する先進事例集（平成31年3月追加・更新）

事業名	兵庫県洲本市介護サービス事業、駐車場事業、下水道事業、土地取得造成事業				
法適用時期	H30.4.1	法適用の形態	財務適用	管理者の設置	－

１．事業概要（平成30年3月31日時点）

【全体】

・人口	44,404人	・面積	182.38k㎡

【下水道事業】

・事業職員数	9人（事務系3人、技術系6人）	・全体計画人口	18,080人
・現在排水区域内人口	13,038人	・現在処理区域内人口	11,717人
・年間総処理水量	1,244千㎥	・年間有収水量	1,079千㎥
・汚水処理原価	164円/㎥	・使用料単価	171円/㎥

【駐車場事業】

・事業職員数	2人（事務系2人）	・構造（立体・地下・広場）	広場式2 立体式1
・駐車場使用面積	18,257㎡	・収容台数	780台
・基本料金	300円/時間、100円/時間		

【介護サービス事業】

・事業職員数	7人（事務系7人）	・延床面積	4,570㎡
・年延利用者数	45,546人	・施設数 （施設の種類別）	指定介護老人福祉施設　1 老人短期入所施設　1 老人デイサービスセンター　1 指定訪問看護ステーション　1

【土地取得造成事業】

・事業職員数	2人（事務系2人）	・総面積	940千㎡
・売却予定面積	428,120㎡	・㎡あたり売却予定単価	35千円/㎡

２．法適用を行うこととした理由・契機

平成27年１月27日総務省通知より、下水道事業は法適用にする必要性が高い「重点事業」に、その他事業については、取組期間内に法適用に移行することが望ましいとの通知があった。当該通知を踏まえ、財政課発案により、４事業の法適化を進めることとなった。

３．移行体制

・移行に要した職員数［最も多い年度］　６人（専属　１人、兼務　５人）
（通常年度に比べて　　１人の増）

・介護サービス事業、駐車場事業、土地取得造成事業は各１名、下水道事業は３名

４．移行スケジュール

全体	H27.4～H30.3（3年間）
①移行準備	H27.4～H27.9（6ヶ月間）
②資産整備	H27.10～H29.9（2年間）
③移行事務	H29.4～H30.3（1年間）
④システム	H28.8～H29.3（8ヶ月間）

５．移行事務の負担

・委託経費等

作業項目	直営・委託	委託総額	委託期間	一括/分割
全体	－	14,506千円	H28.8～H29.3（８ヶ月間）	－
①移行準備	直営	－	－	－
②資産整備	直営	－	－	－
③移行事務	直営	－	－	－
④システム	全部委託	14,506千円	H28.8～H29.3（８ヶ月間）	一括

・主な委託内容

・会計システム構築業務（固定資産管理、起債管理含む）

・直営・委託の長所・短所

・直営（長所）
　資産整理・移行事務を直営で行うことで、業務の内容を理解できるため、移行後の事務を比較的円滑に行うことができる。また、移行に要する経費を抑えることができる。
・直営（短所）
　移行に関するノウハウがなく、マニュアルと先行自治体へのアンケート等に頼るところが大きく、職員への負担が大きかった。
・会計システムに関しては委託以外に方法がなかった。

・委託時における工夫・留意すべき点

　下水道事業以外の土地取得造成事業等に関しては、その事業に関する会計システムの導入実績がある事業者が望ましい。

６．登録単位

【通常時（移行後）】

・介護サービス事業
　　建物は棟単位で登録、機械電気設備は資産種別で登録
・駐車場事業
　　建物は棟単位で登録、構築物は設計書に記載されている種別単位で登録
・下水道事業
　　管渠：工事単位で登録
　　施設：機械電気設備は機器の種別で整理し登録、建物は棟単位で登録
・土地取得造成事業
　　土地：一筆ごとに整理したものを、事業単位で登録
　　構築物：設計書に記載されている細目単位で登録
　※土地取得造成事業に関しては完成土地と未成土地の整理も必要。

【移行時】

同上

７．不明資産の取扱い

　設計書が残っていたため、不明資産は無し。

８．法適用時に導入したシステム

システム名称	導入方法
企業会計システム （固定資産管理、起債管理含む）	新規導入

９．法適用のメリット

・経営状況の明確化
・職員の経営意識の向上

１０．移行事務において工夫・留意すべき点

移行事務	工夫点・留意点
①移行準備	平成27年1月の通知後、直ちに財政課から「平成30年度から４事業の法適用」の方針が示された。
②資産整備	資産の整備に最も時間を要した。地方公営企業法の適用に関するマニュアル等を参考に、整備方針を早急に定めることが必要。 固定資産管理システムに、整備したデータを登録することになると思うが、整備したデータの取り込みがスムーズに行うことができるようなデータ整理が必要。
③移行事務	関係課が協力的であったため、大きなトラブルなく、移行事務を行うことができました。 関係課へは法適用の方針が定まった段階で、いつから法適用を行い、それに向けてどのような事務調整を行う必要があるかを、適宜、情報提供しておくことが必要。
④システム	移行の前々年度にシステムの導入を行い、前年度はその会計システムの試用期間とすることで、移行後の会計システムの操作がスムーズに行えた。

１１．その他

公会計の関係で、全庁的に資産整理を行う方針が定まっていたため、そのためのプロジェクトチームができていた。そのチームに公営企業関係の資産整理の手伝いを依頼したこともあり、資産整理も直営で行うことができた。